

登録教習機関の技能講習の廃止の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 77 条第 3 項において準用する同法第 49 条の規定による技能講習の廃止の届出があったので、同法第 112 条の 2 第 2 項第 2 号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和 47 年労働省令第 44 号）第 25 条の 3 第 2 項の規定により、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関の名称	株式会社 Salus
登録教習機関の住所	大阪府河内長野市加賀田 1680-560
代表者の氏名	代表取締役 渡邊 史信
廃止する講習区分	有機溶剤作業主任者技能講習 金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習
廃止年月日	令和 8 年 3 月 31 日

令和 8 年 3 月 31 日



東京労働局長

